

盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務 基準仕様書

1 委託内容

盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務

2 収集運搬処理する一般廃棄物の範囲

盛岡地区合同庁舎内において集積・分別された一般廃棄物とする。

ただし、収集運搬する廃棄物の量が下記の量を大幅に超える場合は、県と協議するものとする。

【一般廃棄物年間見込量】

廃棄物の分類	見込重量 (R5～R7 年度3か年平均)	備考
可燃ごみ	24,364 kg	
不燃ごみ	503 kg	
資源ごみ（ペットボトル）	1,281 kg	
資源ごみ（ビン）	553 kg	
資源ごみ（カン）	353 kg	

なお、月毎の委託業務が完了したときは、遅延なく別紙委託業務完了報告書を提出するものとする。

3 運搬車両等

収集運搬車両等については、原則として受託者が所有する車両等を使用するものとする。

4 一般廃棄物を搬入する施設

原則として、以下のとおりとする。

ただし、受託業者の都合等により、他の施設に処理を依頼する場合は、庁舎管理者に予め協議するものとする。

廃棄物の分類	運搬先	備考
可燃ごみ	盛岡市クリーンセンター (盛岡市上田字小鳥沢 148-25)	
不燃ごみ及び資源ごみ	盛岡市リサイクルセンター (盛岡市川又大字日向 32-5)	

5 収集日及び収集時間

(1) 収集日

平日1日1回以上収集するものとする。ただし、休日、祝日、年末年始の閉庁日は実施しない。

(2) 収集時間

受託者は、県と協議の上、午前9時30分から午後3時の間に収集時間を設定するものとし、年間を通じて固定するものとする。

6 その他

仕様書に記載のない事項について疑義が生じるときは、その都度県と協議するものとする。

別紙

盛岡広域振興局長 様

令和 年 月 日

住所
氏名
印

委託業務完了報告書（ 月分）

〔令和 年 月分〕		(単位：kg)				
区分 日	可燃ごみ	不燃ごみ	ペット ボトル	空きびん	空きカン	合 計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計						